言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省厚生省令第二号。以下「指定規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（学校及び養成所の指定基準） **第四条**　法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあっては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。 五　専任教員のうち少なくとも四人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては二人、その翌年度にあっては三人とすることができる。 六　言語聴覚士である専任教員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。 イ　法第二条に規定する業務（以下「言語聴覚士の業務」という。）を五年以上業として行った者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したものであること。 ロ　言語聴覚士の業務を五年以上業として行った者であって、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したものであること。 ハ　言語聴覚士の業務を三年以上業として行った者であって、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものであること。 七～十四　（略） 2　法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。 五　専任教員のうち少なくとも二人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては一人とすることができる。 六　前項第六号から第十四号までに該当するものであること。 3　法第三十三条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）	（学校及び養成所の指定基準） **第四条**　法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあっては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。 五　専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては一人、その翌年度にあっては二人とすることができる。 （新設） 六～十三　（略） 2　法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。 五　専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。 六　前項第六号から第十三号までに該当するものであること。 3　法第三十三条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）